

(特定歴史公文書等の保存及び利用の状況)

平成 24 年度における特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について

I 対象施設

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理法」という。）第 2 条第 3 項各号及び公文書等の管理に関する法律施行令（平成 22 年政令第 250 号。以下「公文書管理法施行令」という。）第 2 条第 1 項各号に規定する「国立公文書館等」（10 施設）

- 公文書管理法第 2 条第 3 項第 1 号
独立行政法人国立公文書館の設置する公文書館（以下単に「国立公文書館」という。）

- 公文書管理法第 2 条第 3 項第 2 号
行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であつて、前号に掲げる施設に類する機能を有するものとして政令で定めるもの
（公文書管理法施行令第 2 条第 1 項）
 - 第 1 号 宮内庁の施設であつて、法第 15 条から第 27 条までの規定による特定歴史公文書等の管理を行う施設として宮内庁長官が指定したもの
宮内庁書陵部図書課宮内公文書館（以下「宮内公文書館」という。）

 - 第 2 号 外務省の施設であつて、法第 15 条から第 27 条までの規定による特定歴史公文書等の管理を行う施設として外務大臣が指定したもの
外務省大臣官房総務課外交史料館（以下「外交史料館」という。）

 - 第 3 号 独立行政法人等の施設であつて、法第 15 条から第 27 条までの規定による特定歴史公文書等の適切な管理を行うために必要な設備及び体制が整備されていることにより法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる施設に類する機能を有するものとして内閣総理大臣が指定したもの
 - 国立大学法人東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室（以下「東北大学」という。）
 - 国立大学法人名古屋大学大学文書資料室（以下「名古屋大学」という。）
 - 国立大学法人京都大学大学文書館（以下「京都大学」という。）
 - 国立大学法人神戸大学附属図書館大学文書史料室（以下「神戸大学」という。）
 - 国立大学法人広島大学文書館（以下「広島大学」という。）
 - 国立大学法人九州大学大学文書館（以下「九州大学」という。）
 - 日本銀行金融研究所アーカイブ（以下「日銀アーカイブ」という。）

Ⅱ 対象期間

平成24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の状況
時点を問うものは、平成25年3月31日の状況

Ⅲ 報告の概要

公文書管理法は、行政文書等の適正な管理、歴史資料として重要な公文書その他の文書（以下「歴史公文書等」という。）の適切な保存及び利用等を図り、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務を全うされるようにする（第1条）ため、公文書等のライフサイクルに沿った基本的な管理のルールを定めている。

このうち、歴史公文書等の適切な保存及び利用等に係るルールとして、国立公文書館等においては、歴史公文書等について、

- ① 行政機関からの移管（第8条第1項）、
- ② 独立行政法人等からの移管（第11条第4項）、
- ③ 国の機関（行政機関を除く。）からの移管（第14条第4項）、
- ④ 法人その他の団体（国及び独立行政法人等を除く。）又は個人からの寄贈又は寄託（第2条第7項）

の受入れを行い、「特定歴史公文書等」として永久に保存する（第15条）とともに、国民から利用の請求があった場合には、これを利用させなければならない（第16条）こと等が規定されている。

1 保存の状況

国立公文書館等の長は、受け入れた特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で、永久に保存しなければならないとされている（公文書管理法第15条第1項及び第2項）。また、「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定。以下「ガイドライン」という。）では、文書の受入れ後は、くん蒸、ウイルスチェック（検疫）、媒体変換、綴じ直しや皺伸ばしといった簡単な修復等の措置を施した上で、識別番号の付与、利用制限事由の該当性の事前審査を行い、分類・名称等を記載した目録を作成した上で、原則として受入れから1年以内に排架することとされている。

平成25年3月31日現在、国立公文書館等において所蔵されている特定歴史公文書等は、表1のとおり、合計で1,693,898件、このうち、1,656,624件（97.8%）は既に目録に記載され排架されており、その媒体の種別をみると、「文書又は図画」が1,652,132件（99.7%）と大多数を占めており、「電磁的記録」は3,366件（0.2%）となっている。平成23年と比べると、所蔵数が68,747件（4.2%増）、目録に記載され排架されているものが58,317件（3.6%増）の増加となり、媒体別では「文書又は図画」が55,897件（3.5%増）

の増加となっている。

なお、国立公文書館等において所蔵されているもののうち、目録に記載されていないものが 37,274 件 (2.2%) ある。このうち、26,229 件は平成 24 年度中に移管されたものであって、平成 25 年 3 月 31 日現在では、受入れからまだ 1 年を経過しておらず、保存のために必要な措置等を行っているところである。また、残りのものについては、公文書管理法施行以前から所蔵されているものであるが、その分類・整理や目録の作成に時間を要していることから、目録に記載されていないものである。

表 1 所蔵件数

(単位：件)

施設名	特定歴史公文書等の総所蔵件数						
		目録に記載された件数				目録未記載の件数	
		媒体の種別			うち平成24年度 に移管受入れ		
文書又は図画	電磁的記録	その他					
国立公文書館	1,328,911	1,315,544	1,313,847	1,514	183	13,367	13,367
宮内公文書館	84,707	84,707	84,707	0	0	0	0
外交史料館	80,881	80,785	80,785	0	0	96	96
東北大学	5,120	3,378	3,351	27	0	1,742	0
名古屋大学	26,751	18,462	18,311	97	54	8,289	2,904
京都大学	36,222	29,663	29,663	0	0	6,559	6,559
神戸大学	27,276	25,530	24,089	1,296	145	1,746	1,746
広島大学	15,268	15,268	14,137	381	1	0	0
九州大学	7,700	5,538	5,538	0	0	2,162	1,500
日銀アーカイブ	81,062	77,749	77,704	51	0	3,313	57
合計	1,693,898	1,656,624	1,652,132	3,366	383	37,274	26,229
総所蔵件数に占める割合	100.0%	97.8%	—	—	—	2.2%	1.5%
目録記載件数に占める割合	—	100.0%	99.7%	0.2%	0.0%	—	—
平成23年度	1,625,151	1,598,307	1,596,235	1,781	297	26,844	14,589
総所蔵件数に占める割合	100.0%	98.3%	—	—	—	1.7%	0.9%
目録記載件数に占める割合	—	100.0%	99.9%	0.1%	0.0%	—	—

(注) 1 「電磁的記録」は、CD、DVD、ビデオテープ、フロッピーディスク等である。

2 「その他」は、布、木簡、記念碑、勲章等である。

また、ガイドラインでは、少なくとも利用頻度が高いことが予想される特定歴史公文書等については、利用請求の度に逐一利用制限事由の該当性の有無を審査する場合には、利用請求から利用までに相当の時間を要する可能性があることから、事前に利用制限事由の該当性の有無を審査し、速やかに利

用に供せるようにしておく事前審査を済ませておく必要があるとされている。

表2のとおり、国立公文書館等における目録に記載された特定歴史公文書等1,656,624件のうち、国立公文書館等で事前審査を行った結果、「全部利用」（特定歴史公文書等の全てが利用可能なもの）とされているものは889,022件（53.7%）、「一部利用」（特定歴史公文書等の一部に利用制限事由が含まれるもの）とされているものは7,212件（0.4%）、「全部利用制限」（特定歴史公文書等の全部が利用制限事由に該当するもの）とされているものは82,357件（5.0%）と、約6割のものが事前審査を完了している。また、事前審査が完了しておらず、「要審査」（利用請求があってから利用制限事由の該当性の有無の審査を行うもの）とされているものは678,033件（40.9%）となっている。

表2 利用制限区分の状況

(単位：件)

施設名	目録に記載された件数（再掲）				
	利用制限区分の別				
	審査済み			全 部 利用制限	要審査
	全部利用	一部利用			
国立公文書館	1,315,544	805,017	4,266	81,234	425,027
宮内公文書館	84,707	9,458	534	0	74,715
外交史料館	80,785	50,470	931	0	29,384
東北大学	3,378	1,941	4	0	1,433
名古屋大学	18,462	577	3	0	17,882
京都大学	29,663	1,019	0	0	28,644
神戸大学	25,530	13,626	1,224	1,123	9,557
広島大学	15,268	1,376	250	0	13,642
九州大学	5,538	5,538	0	0	0
日銀アーカイブ	77,749	0	0	0	77,749
合 計	1,656,624	889,022	7,212	82,357	678,033
(割合)	100.0%	53.7%	0.4%	5.0%	40.9%
平成23年度	1,598,307	862,267	5,354	83,337	647,349
(割合)	100.0%	54.0%	0.3%	5.2%	40.5%

(注) 「割合」は、目録に記載された件数に占める割合を表す。

2 移管受入の状況

平成24年度に国立公文書館等が受け入れた特定歴史公文書等は、表3のとおり、59,182件（総所蔵総数の3.5%）となっている。

その内訳をみると、①行政機関から移管されたものが29,006件(49.0%)、②独立行政法人等から移管されたものが24,074件(40.7%)、③司法機関から移管されたものが1,264件(2.1%)、④民間その他の団体から寄贈・寄託されたものが4,838件(8.2%)となっており、地方公共団体から寄贈・寄託されたものはなかった。

表3 移管等受入れ件数

(単位：件)

施設名	移管等受入れ件数	移管元機関の別				
		行政機関	独立行政法人等	司法機関	地方公共団体	民間その他の団体
		国立公文書館	35,279	21,831	12,184	1,264
宮内公文書館	1,092	1,092			0	0
外交史料館	6,083	6,083			0	0
東北大学	120		120		0	0
名古屋大学	2,904		1,683		0	1,221
京都大学	6,559		3,159		0	3,400
神戸大学	1,784		1,567		0	217
広島大学	893		893		0	0
九州大学	1,500		1,500		0	0
日銀アーカイブ	2,968		2,968		0	0
合計	59,182	29,006	24,074	1,264	0	4,838
(割合)	100.0%	49.0%	40.7%	2.1%	0%	8.2%
平成23年度	76,597	54,346	11,986	1,232	0	8,033
(割合)	100.0%	71.0%	15.6%	1.6%	0%	10.5%

(注)1 「割合」は、移管等受入れ件数に占める割合を表す。

2 斜線部分は、制度上、当該移管元機関からの移管等が想定されない場合を表す。

3 立法機関については、移管の定めが未締結のため、移管受入れはない。

3 利用請求及び処理の状況

(1) 利用請求件数

国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特

定歴史公文書等について目録の記載に従い利用の請求があった場合には、利用制限事由に該当する場合を除き、これを利用させなければならないこととされている（公文書管理法第16条第1項）。

平成24年度中に、公文書管理法第16条第1項の規定に基づき国立公文書館等になされた利用請求は、表4のとおり、9,855件であり、平成23年と比べて1,226件の増加となっている。

なお、請求対象の特定歴史公文書等に記録されている個人情報等の本人からの利用請求にあつては、公文書管理法第17条に別途の取扱いが規定されており、当該規定による本人請求として取り扱ったものは9,855件のうち5件となっている。

また、これら国民からの利用請求とは別に、特定歴史公文書等を移管した行政機関の長又は独立行政法人等がそれぞれの所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等の利用を請求する場合については、公文書管理法第24条に移管元行政機関等による利用の特例が規定されており、当該特例による利用請求が4,697件行われている。

表4 利用請求件数

(単位：件)

施設名	利用請求件数		(参考) 移管元行政機関等 による利用の特例 の件数
		うち本人からの 利用請求の件数	
国立公文書館	3,795	5	303
宮内公文書館	3,421	0	2,363
外交史料館	538	0	101
東北大学	44	0	14
名古屋大学	376	0	78
京都大学	1,169	0	31
神戸大学	160	0	7
広島大学	93	0	288
九州大学	139	0	5
日銀アーカイブ	120	0	1,507
合計	9,855	5	4,697
平成23年度	8,629	8	3,250

(2) 利用請求の処理状況

国立公文書館等の長は、利用請求があった特定歴史公文書等について、公文書管理法第16条第1項第1号から第5号までに掲げる利用制限事由に該当するかどうかを審査した上で、利用の可否について決定（利用請求に対する処分。以下「利用決定」という。）を行うこととなる。

表5のとおり、平成24年度になされた利用請求及び前年度に利用請求があったもので処理中であった10,336件に対し、9,692件（93.8%）が利用決定によりその処理を完了（処理済み）しており、平成25年3月31日現在、処理が完了していないもの（処理中）は461件（4.5%）となっている。平成23年度と比べて処理済みの件数、割合は増加している。

表5 利用請求の処理状況

（単位：件）

施設名	利用請求件数 (再掲)	前年度末時点での 処理中件数	利用請求の処理状況		
			処理済み	取下げ	処理中
国立公文書館	3,795	207	3,651	105	246
宮内公文書館	3,421	217	3,531	27	80
外交史料館	538	49	407	50	130
東北大学	44	0	44	0	0
名古屋大学	376	0	376	0	0
京都大学	1,169	0	1,168	1	0
神戸大学	160	0	160	0	0
広島大学	93	0	93	0	0
九州大学	139	0	139	0	0
日銀アーカイブ	120	8	123	0	5
合計	9,855	481	9,692	183	461
(割合)	100.0%		93.8%	1.8%	4.5%
平成23年度	8,629		7,863	285	481
(割合)	100.0%		91.1%	3.3%	5.6%

(注) 1 「取下げ」は、利用決定前に利用請求者が利用請求を取り下げたことにより、その処理を完了しているものを表す。

2 「割合」は、利用請求件数に占める割合を表す。

4 利用決定の状況

(1) 利用決定件数

平成 24 年度中になされた利用決定件数をみると、表 6 のとおり、9,707 件の利用決定が行われており、その内訳をみると、利用請求の対象となった特定歴史公文書等の全部について利用できる旨の決定（全部利用決定）は 8,309 件（85.6%）、また、利用請求の対象となった特定歴史公文書等の一部に利用制限事由が含まれており、当該利用制限事由に係る部分以外の部分に限り利用できる旨の決定（一部利用決定）は 1,398 件（14.4%）となっている。

また、一部利用決定がなされたものについて、その利用制限事由の内訳をみると、特定の個人に係る情報が記録されていることを理由とするもの（公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ及び第 2 号イ）が 1,398 件中延べ 1,305 件（93.3%）となっている。その他は、法人等に関する情報（同項第 1 号ロ及び第 2 号ロ）、国の安全等情報（同項第 1 号ハ）及び公共の安全等情報（同項第 1 号ニ）が記録されていることを理由とするものが 1,398 件中延べ 316 件（重複する場合がある。）となっている。

なお、利用請求を受けた国立公文書館等の長は、対象となる特定歴史公文書等について利用決定を行うこととなるが、当該特定歴史公文書等の量等によっては、1 件の利用請求に対して必ずしも 1 件の利用決定が行われるわけではなく、また、平成 25 年 3 月 31 日現在処理中の事案においても、利用請求の一部分については既に利用決定されているものもある。

したがって、平成 24 年度中に処理済みとなった利用請求の件数と同年度中に行われた利用決定の件数とは、必ずしも一致しないことに留意が必要である。

表6 利用決定の状況

(単位：件)

施設名	利用決定件数																			
	全部利用決定	一部利用決定										全部利用制限								形式不備
		利用制限事由(法16条該当性)										利用制限事由(法16条該当性)								
		1号				2号		3号	4号	5号	1号				2号		3号	4号	5号	
イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ				イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ						
国立公文書館	3,652	3,064	588	553	25	3	0	0	0	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮内公文書館	3,531	3,300	231	225	0	0	44			0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
外交史料館	421	153	268	216	111	105	28			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東北大学	44	40	4					4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	376	310	66					66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	1,168	971	197					197	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸大学	160	119	41					41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島大学	93	90	3					3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	139	139	0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	123	123	0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	9,707	8,309	1,398	994	136	108	72	311	0	28	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
(割合)	100.0%	85.6%	14.4%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0%	-	-	-	-	-	-	-
平成23年度	7,867	6,546	1,320	1,025	104	172	55	159	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
(割合)	100.0%	83.2%	16.8%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1 1件の利用請求に対し、複数の利用決定がなされることがあるため、利用決定件数は処理済み件数と必ずしも一致しない。
- 2 「形式不備」とは、目録に記載のない特定歴史公文書等について利用請求をした場合などである。
- 3 「割合」は、利用決定件数に占める割合を表す。
- 4 斜線部は、制度上、当該利用制限事由が適用されないものを表す。

(2) 利用決定までの期間の状況

ガイドラインでは、通常、利用請求があった場合は速やかに、また、利用制限事由の存否に係る確認作業が必要な場合等は、利用請求があった日から30日以内に利用決定をすることとされている。ただし、事務処理上の困難その他の正当な理由があるときは、利用決定する期限を更に30日以内に限り延長することができる。また、利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であり、利用請求があった日から60日以内にその全てについて利用決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、相当の部分につき60日以内に利用決定をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定をする措置(以下「特例延長」という。)を講ずることが認められている。

ア 利用決定までの期間

平成24年度中になされた利用決定9,707件について、その利用決定までの期間をみると、表7のとおり、即日の1,828件(18.8%)及び30日以内の6,754件(69.6%)を合わせて9割弱は、延長又は特例延長を行わずに利用決定がされている。また、30日以内の延長をしたものは300件(3.1%)、特例延長を行ったものは825件(8.5%)となっている。

なお、利用決定期限を超過したものはなかった。

表7 利用決定までの期間

(単位：件)

施設名	利用決定件数(再掲)										
	延長をしなかったもの					30日以内の延長			特例延長		
			即日	30日以内	期限超過		期限内	期限超過		期限内	期限超過
国立公文書館	3,652	3,020	124	2,896	0	140	140	0	492	492	0
宮内公文書館	3,531	3,273	0	3,273	0	46	46	0	212	212	0
外交史料館	421	198	0	198	0	102	102	0	121	121	0
東北大学	44	44	8	36	0	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	376	376	253	123	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	1,168	1,168	1,168	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸大学	160	160	133	27	0	0	0	0	0	0	0
広島大学	93	93	93	0	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	139	139	49	90	0	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	123	111	0	111	0	12	12	0	0	0	0
合計	9,707	8,582	1,828	6,754	0	300	300	0	825	825	0
(割合)	100.0%	88.4%	18.8%	69.6%	0%	3.1%	3.1%	0%	8.5%	8.5%	0%
平成23年度	7,867	7,206	1,831	5,375	0	208	208	0	453	452	1
(割合)	100.0%	91.6%	23.3%	68.3%	0%	2.6%	2.6%	0%	5.8%	5.7%	0.0%

(注) 「割合」は、利用決定件数に占める割合を表す。

イ 30日以内の延長をした理由

ガイドラインでは、事務処理上の困難その他の正当な理由があるときは、利用決定する期限を30日以内に限り延長することができるとされている。

30日以内の延長を行った300件について、その適用理由をみると、表8のとおり、審査が困難であるため、その審査に時間を要したものが151

件（50.3%）と過半数を占めている。次いで、利用請求の対象となった文書が大量であることなどを理由として、その審査に時間を要したものが87件（29.0%）、他の業務が繁忙であり、利用請求への対応に時間を要したものが44件（14.7%）となっている。また、その他の理由として、原本が破損しており、利用に供する前に修復を要することから延長手続を適用したものがみられた。

表8 30日以内の延長をした理由

（単位：件）

施設名	30日以内の延長を行った件数（再掲）						
	30日以内の延長を行った理由						
	審査困難	対象文書が大量	業務繁忙	第三者からの意見書提出に時間を要した	複製物の作成に時間を要した	その他の理由	
国立公文書館	140	45	69	0	0	0	26
宮内公文書館	46	0	10	36	0	0	0
外交史料館	102	102	0	0	0	0	0
東北大学	0	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	0	0	0	0	0	0	0
神戸大学	0	0	0	0	0	0	0
広島大学	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	0	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	12	4	8	8	0	0	0
合計	300	151	87	44	0	0	26
（割合）	100.0%	50.3%	29.0%	14.7%	0%	0%	8.7%
平成23年度	208	83	120	11	0	0	1
（割合）	100.0%	39.9%	57.7%	5.3%	0%	0%	0.5%

（注）1 1件の延長を行った理由が複数ある場合があるため、延長件数とは必ずしも一致しない。

2 「割合」は、30日以内の延長手続を適用した件数に占める割合を表す。

ウ 特例延長の処理状況

利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であり、利用請求があった日から60日以内にその全てについて利用決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるとして、特例延長を行って処理を行う場合には、ガイドラインでは、60日以内に相当の部分につき利用決定をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定することを求

めている。

特例延長を適用して行われた利用決定 825 件について、その内訳をみると、表 9 のとおり、相当の部分に係る利用決定（60 日以内）が 261 件、残りの部分に係る利用決定が 564 件となっている。

その残りの部分に係る利用決定 564 件について処理日数をみると、266 件（47.2%）が利用請求から 90 日から半年以内（ただし、補正に要した日数を除く。以下同じ。）、188 件が 90 日以内に決定されており、残る 110 件も半年から 1 年以内に決定されている。

なお、特例延長を適用している事案をみると、同一の請求者から同時に複数の特定歴史公文書等を請求するような場合に、1 文書そのものはそれほど大量とはいえないものであっても、全体として著しく大量となる場合があり、それらを順次処理するために複数文書全体を一体として特例延長の対象とする事例が多い。

表 9 特例延長の処理状況

(単位：件)

施設名	特例延長を行った件数（再掲）						
		利用請求から利用決定までに要した日数					
		相当の部分に係る決定(60日以内)	残りの部分に係る決定				
			60日～90日	90日～半年	半年～1年	1年超	
国立公文書館	492	122	370	153	178	39	0
宮内公文書館	212	78	134	21	48	65	0
外交史料館	121	61	60	14	40	6	0
東北大学	0	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	0	0	0	0	0	0	0
神戸大学	0	0	0	0	0	0	0
広島大学	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	0	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	0	0	0	0	0	0	0
合計	825	261	564	188	266	110	0
(割合)	—	—	100.0%	33.3%	47.2%	19.5%	0%
平成23年度	453	174	275	129	113	33	0
(割合)	—	—	100.0%	46.9%	41.1%	12.0%	0%

(注) 「割合」は、残りの部分に係る決定 564 件に占める割合を表す。

5 利用の状況

国立公文書館等における特定歴史公文書等の利用の方法については、公文書管理法第 19 条及び公文書管理法施行令第 24 条に基づき、次に掲げる方法のうち国立公文書館等の長が利用等規則で定める方法とされている。

- ①文書又は図画の閲覧又は写しの交付
- ②電磁的記録を専用機器により再生又は映写したものの閲覧、視聴又は聴取
- ③電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- ④電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

国立公文書館等における特定歴史公文書等の利用の状況をみると、表 10 のとおり、閲覧・視聴・聴取によるものが 5,797 件、写しの交付によるものが 2,060 件となっている。

表 10 利用の状況

(単位：件)

施設名	利用の方法									
	閲覧 視聴 聴取	写しの交付	文書又は図画				電磁的記録			その他
			用紙への 複写 (枚)	マイクロ フィルム (コマ)	スキャニング (枚)	その他 (枚)	印画 (枚)	複写 (枚)	その他 (枚)	
国立公文書館	386	1,600	67,525	9,765	69,222	0	0	18	0	0
宮内公文書館	3,276	166	625	529	8,320	0	182	25	0	0
外交史料館	278	11	52	0	3,498	0	0	0	0	0
東北大学	44	31	0	0	0	0	31	0	0	0
名古屋大学	345	31	447	0	0	0	0	4	0	0
京都大学	1,022	39	340	0	11	0	0	0	0	0
神戸大学	149	82	317	0	69	0	0	0	0	0
広島大学	93	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	139	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	65	100	8,393	0	18,551	0	0	0	0	0
合計	5,797	2,060	77,699	10,294	99,671	0	213	47	0	0
平成23年度	4,311	2,305	77,770	39,328	98,657	0	4,990	36	0	0

(注) 1 同時に複数の利用の方法を選択する場合があります、利用決定件数以上の利用がなされる場合があります。

2 平成 24 年度中に利用決定がなされていても、同年度中に利用請求者が利用していない場合があるため、利用決定件数に満たない場合があります。

6 異議申立ての状況

利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は国立公文書館等の長に対し、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）によ

る異議申立てをすることができる（公文書管理法第 21 条第 1 項）。また、この異議申立てがなされた場合には、当該異議申立てを受けた国立公文書館等の長は、i) 異議申立てが不適法であり却下する場合、ii) 全部利用決定に変更する場合、を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならないとされている（同条第 2 項）。

平成 24 年度になされた利用請求に対する処分に係る異議申立ては、表 11 のとおり、2 件であり、同年度中に処理を完了している。

なお、利用請求に係る不作為についての異議申立ては、平成 24 年度にはなされなかった。

表 11 異議申立ての処理件数

(単位：件)

施設名	利用請求に対する処分に係る異議申立て												
	異議申立件数		処理件数					公文書管理委員会に諮問					取下げ
	新規		却下	全部利用に変更	処理中			決定済み		うち答申と異なる決定	うち諮問の取下げ		
					諮問準備中	諮問中	決定準備中						
国立公文書館	1	1	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
宮内公文書館	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
外交史料館	0	0											
東北大学	0	0											
名古屋大学	0	0											
京都大学	0	0											
神戸大学	0	0											
広島大学	0	0											
九州大学	0	0											
日銀アーカイブ	0	0											
合計	2	1	2	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0
平成23年度	7	7	7	0	3	1	0	1	0	3	0	0	0

(注) 1 「決定」とは、異議申立てを受けた国立公文書館等の長が、公文書管理法第 21 条第 2 項に基づき公文書管理委員会に諮問し、その答申を受けて行う異議申立てに対する決定（行政不服審査法第 47 条）をいう。

2 「処理件数」のうち、「却下」とは、異議申立てが不適法であることを理由に当該異議申立てを却下する決定をしたものをいい、「全部利用に変更」とは、異議申立てに係る特定歴史公文書等を全部利用させることとする決定をしたものをいい、いずれも公文書管理法第 21 条第 2 項第 1 号及び第 2 号において、公文書管理委員会への諮問を要しないとされているものである。

(参考) 公文書管理委員会に諮問した異議申立て案件一覧

諮問庁	件名	諮問日	答申日	委員会の判断
宮内庁 長官	「侍従職「業務日誌」昭和33年」の利用 請求に関する件	平成24年 2月13日	平成24年 7月27日	原処分妥当 (利用不可)
(独) 国立公 文書館 長	「経済協力・韓国27・日韓請求権問題参 考資料(第3分冊)」の一部利用決定に関 する件	平成24年 12月14日	(諮問中)	

(注) 「諮問庁」とは、異議申立てを受けて、公文書管理法第21条第2項に基づき公文書管理委員会に諮問した国立公文書館等の長をいう。

7 訴訟の状況

平成24年度において、国立公文書館等の長が行った利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に対する訴訟はなかった。

8 利用の促進の状況

国立公文書館等の長は、前述(項目5)の利用請求に基づく利用のほか、利用可能な特定歴史公文書等については、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならないとされている(公文書管理法第23条)。

(1) 簡便な方法による利用の状況

ガイドラインでは、特定歴史公文書等の一層の利用を図るため、公文書管理法第16条第1項に基づく利用請求を行うまでもなく、利用可能な範囲で随時、簡便に利用できる仕組みを整えておくことが必要であるとしている。

国立公文書館等における簡便な方法による利用の実施状況をみると、表12のとおり、31,010件が簡便な方法によって利用に供されており、閲覧による利用30,018件(96.8%)のほか、複写物の提供による利用が1,111件(3.6%)となっている。

表 12 簡便な方法による利用の状況

(単位：件)

施設名	簡便な方法による利用の状況							(参考) 利用請求による 利用件数(再掲)		(参考) 閲覧者数 (人)
	簡便な方法による利用に供した件数							閲覧等	写しの交付	
	閲覧件数		複製物の提供件数							
	閲覧冊数 (冊)	閲覧巻数 (巻)		複製枚数 (枚)	複製コマ数 (コマ)					
国立公文書館	25,221	24,908	77,857	1,083	313	874	0	386	1,600	4,549
宮内公文書館	1,876	1,800	1,800	0	76	76	0	3,276	166	575
外交史料館	3,075	2,494	22,181	1,979	581	521	867	278	11	2,494
東北大学	266	266	259	7	119	119	0	44	31	51
名古屋大学	502	502	501	1	0	0	0	345	31	74
京都大学	0	0	0	0	0	0	0	1,022	39	81
神戸大学	67	45	45	0	22	22	0	149	82	60
広島大学	0	0	0	0	0	0	0	93	0	34
九州大学	3	3	5	0	0	0	0	139	0	276
日銀アーカイブ	0	0	0	0	0	0	0	65	100	17
合計	31,010	30,018	102,648	3,070	1,111	1,612	867	5,797	2,060	8,211
(割合)	100.0%	96.8%	—	—	3.6%	—	—	—	—	—
平成23年度	29,750	28,497	95,981	3,942	1,253	41,100	1,468,417	4,311	2,305	8,061
(割合)	100.0%	95.8%	—	—	4.2%	—	—	—	—	—

(注) 1 「閲覧者数」は、簡便な方法による利用及び利用請求による利用を合わせた人数である。

2 「割合」は、簡便な方法による利用に供した件数に占める割合を表す。

(2) 複製物の作成の状況

ガイドラインでは、特定歴史公文書等の保存及び利便性の向上のために、それぞれの特定歴史公文書等の内容、保存状態、時の経過、利用の状況等を踏まえ、適切な記録媒体による複製物を作成することが不可欠であるとしており、特に、劣化が進行し、利用に際して破損を招く可能性のある特定歴史公文書等については、早い段階で複製物を作成し、適切な保存と利用の両立を図ることが重要であるとしている。また、電子媒体による複製物を作成することは、インターネットの利用等により、国民が特定歴史公文書等に触れる機会を提供することにもつながるとしている。

国立公文書館等において利用に供されている特定歴史公文書等の複製物の作成状況をみると、表 13 のとおり、平成 24 年度には、「文書又は図画」16,885 件、「電磁的記録」116 件について複製物が作成されており、前年度までに作成されたものを含めると、全体で 209,935 件の特定歴史公文書等について複製物が作成されている。

表 13 複製物の作成の状況

(単位：件、冊、コマ)

区分	複製物作成件数								電磁的記録		
	文書又は図画		前年度までに作成済み				平成24年度に新規作成				
			成果物の作成状況		成果物の作成状況				前年度までに作成済み	平成24年度に新規作成	
	冊数	コマ数	冊数	コマ数	冊数	コマ数					
国立公文書館	169,569	169,150	156,129	11,146	26,660,377	13,021	0	2,371,421	419	419	0
宮内公文書館	3,395	3,066	653	202	67,397	2,413	19	178,859	329	214	115
外交史料館	26,997	26,997	26,360	39,350	8,861,000	637	900	166,000	0	0	0
東北大学	904	877	850	0	71,288	27	0	5,401	27	27	0
名古屋大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸大学	399	399	388	0	3,204	11	5	1,294	0	0	0
広島大学	1	1	0	0	0	1	0	76	0	0	0
九州大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	8,670	8,645	7,870	8,821	0	775	921	0	25	24	1
合計	209,935	209,135	192,250	59,519	35,663,266	16,885	1,845	2,723,051	800	684	116
平成23年度	192,934	192,250	184,771	20,558	34,123,677	7,479	944	1,539,589	684	446	238

(注) 1 本表は、目録に記載された特定歴史公文書等の複製物の作成状況を表す。

- 2 1件の特定歴史公文書等について、紙による複製物が作成された場合には、その作成された簿冊単位で「冊数」をカウントし、マイクロフィルム化又はデジタル化による複製物が作成された場合には、その作成されたコマ単位で「コマ数」をカウントしている。

(3) 原本の特別利用の状況

特定歴史公文書等の利用については、原本の破損又は汚損等を招くおそれがある場合は利用を制限する場合があります。また、特定歴史公文書等の保存に支障を来すおそれがある場合は複製物を利用させることもある。しかし、例えば原本の紙質、色合い、綴じの形式等を確認する場合など、原本を閲覧しなければ利用請求者の目的を達せられない場合がある。公文書管理法第23条が利用の促進について規定していることを踏まえれば、こうした場合であっても、できる限り利用者のニーズに応えることが望ましい。そこで、慎重な取扱いを確保した上で原本を利用に供することとしたのが、原本の特別利用の仕組みである。

この原本の特別利用の状況をみると、表14のとおり、国立公文書館で54件、外交史料館で4件となっており、平成23年度と比べて、国立公文書館で大幅に増加している。なお、原本の特別利用に供された特定歴史公文書等としては、国立公文書館では、「大乘院寺社雑事記」（重要文化財）、「公文録」（重要文化財）、「光格天皇修学院御幸図」などであり、外交史料

館では、「明治期のパスポート」、「ペリー遠征記」、「長崎在留外国人遊歩規程一件」などである。

表 14 原本の特別利用の状況

(単位：件)

施設名	原本の特別利用の状況			
		文書種別		
		文書又は図画	電磁的記録	その他
国立公文書館	54	54	0	0
宮内公文書館	0	0	0	0
外交史料館	4	4	0	0
東北大学	0	0	0	0
名古屋大学	0	0	0	0
京都大学	0	0	0	0
神戸大学	0	0	0	0
広島大学	0	0	0	0
九州大学	0	0	0	0
日銀アーカイブ	0	0	0	0
合計	58	58	0	0
平成23年度	21	21	0	0

(4) 展示会及び見学会の開催状況

特定歴史公文書等の利用の促進を図るため、ガイドラインでは、国民の関心を高めるために、展示会の開催や館内の見学ツアー等を積極的、効果的に行う必要があるとしている。

国立公文書館等において、平成 24 年度に開催された展示会（外部展示等を含む。）は、表 15 のとおり、47 回開催されており、合わせて 248,656 人が来場している。その他、国立公文書館等において見学会を 250 回実施しており、1,360 人の見学を受け入れている。平成 23 年と比べて、展示会の入場者数、見学会の開催回数及び入場者数は、大幅に増えている（展示会の開催状況については、別添資料編を参照）。

表 15 展示会及び見学会の開催状況

(単位：回、人)

施設名	展示会及び見学会の開催状況			
	展示会の開催回数		見学会の開催回数	
		入場者数		入場者数
国立公文書館	9	6,949	49	624
宮内公文書館	7	26,765	3	21
外交史料館	5	2,395	0	0
東北大学	6	1,512	5	80
名古屋大学	1	670	4	9
京都大学	3	40,079	22	207
神戸大学	4	6,115	10	81
広島大学	4	11,537	12	60
九州大学	4	5,279	145	278
日銀アーカイブ	4	147,355	0	0
合計	47	248,656	250	1,360
平成23年度	43	127,689	50	508

(5) 特定歴史公文書等の貸出し

特定歴史公文書等の利用の促進を図るため、ガイドラインでは、外部での展示会、イベント等に対して特定歴史公文書等を貸し出すことは、展示会の開催等と同様に、特定歴史公文書等の利用の促進を図るための重要な機会であるとしている。

また、公共的目的を持った行事への積極的な対応のほか、地方公共団体を始めとした団体への積極的な働きかけ、特定歴史公文書等の貸出しの機

会の増加に努めることも重要であるとしている。

平成 24 年度に国立公文書館等において特定歴史公文書等を貸し出した件数は、表 16 のとおり、924 件となっており、その内訳をみると、行政機関への貸出し（1 件：0.1%）、独立行政法人等への貸出し（822 件：89.0%）のほか、地方公共団体への貸出し（84 件：9.1%）、民間その他の団体への貸出し（16 件：1.7%）となっている。

表 16 特定歴史公文書等の貸出件数

（単位：件）

施設名	特定歴史公文書等の貸出件数															
	特定歴史公文書等の貸出先															
	国立公文書館等			行政機関			独立行政法人等			地方公共団体			民間その他の団体			
	貸出期間			貸出期間			貸出期間			貸出期間			貸出期間			
1か月以内	1か月超	1か月以内		1か月超	1か月以内		1か月超	1か月以内		1か月超	1か月以内		1か月超			
国立公文書館	114	0	0	0	1	0	1	17	0	17	82	0	82	14	6	8
宮内公文書館	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	1	0	1
外交史料館	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
東北大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	805	0	0	0	0	0	0	805	805	0	0	0	0	0	0	0
合計	924	1	1	0	1	0	1	822	805	17	84	0	84	16	6	10
(割合)	100.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	89.0%	87.1%	1.8%	9.1%	0.0%	9.1%	1.7%	0.6%	1.1%
平成23年度	542	0	0	0	9	8	1	394	388	6	116	1	115	23	3	20
(割合)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	1.5%	0.2%	72.7%	71.6%	1.1%	21.4%	0.2%	21.2%	4.2%	0.6%	3.7%

（注） 「割合」は、特定歴史公文書等の貸出件数に占める割合を表す。

(6) レファレンスの実施状況

ガイドラインでは、特定歴史公文書等を効果的に利用に供するために、利用者に対し、文書の検索を容易にする検索ツールの整備や充実したレファレンスを行うことが求められるとしている。また、レファレンスに当たっては、文書の利用方法等の外形的な案内に留まるのではなく、利用者の希望に応じた特定歴史公文書等の検索、参考文献に関する情報提供、特定歴史公文書等が作成された背景に関する説明をすることが望まれるとされている。

平成 24 年度において国立公文書館等が行った利用者に対するレファレ

ンスについては、表 17 のとおり、4,329 回となっている。このうち、利用に関する情報の提供が 2,114 回 (48.8%) と最も多く、検索方法に係る情報の提供 733 回 (16.9%)、目録に関する情報の提供 687 回 (15.9%) がそれに続いている。

表 17 レファレンスの実施状況

(単位：回)

施設名	レファレンスの実施回数						
	利用に関する情報の提供	検索方法に係る情報の提供	目録に関する情報の提供	参考文献に関する情報の提供	他の国立公文書館等に関する情報の提供	その他の情報の提供	
国立公文書館	2,183	892	533	188	19	62	489
宮内公文書館	363	79	1	176	9	39	59
外交史料館	1,049	691	114	189	28	27	0
東北大学	34	34	34	34	34	0	0
名古屋大学	119	119	0	0	0	0	0
京都大学	23	12	0	0	0	0	11
神戸大学	221	71	47	57	0	0	46
広島大学	14	3	0	2	0	0	9
九州大学	102	14	3	20	32	4	29
日銀アーカイブ	221	199	1	21	0	0	0
合計	4,329	2,114	733	687	122	132	643
(割合)	100.0%	48.8%	16.9%	15.9%	2.8%	3.0%	14.9%
平成23年度	4,432	2,475	958	651	156	128	157
(割合)	100.0%	55.8%	21.6%	14.7%	3.5%	2.9%	3.5%

(注) 「割合」は、レファレンスの実施回数に占める割合を表す。

9 廃棄の状況

国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、永久に保存しなければならないとされている（公文書管理法第 15 条第 1 項）が、時の経過による紙の劣化等が進み、判読も修復も不可能になり、資料としての価値が全く見いだせなくなる場合が想定される。こうした場合には、国立公文書館等の長は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、当該文書を廃棄することができる（公文書管理法第 25 条）。

また、内閣総理大臣の同意に当たっては、公文書管理委員会への諮問を義務付け（公文書管理法第 29 条第 2 号）、第三者的な見地による判断も加味することで、廃棄に関して適切な判断がなされることが重層的に担保されている。

平成 24 年度において、国立公文書館等では、特定歴史公文書等を廃棄しなければならぬ事態は生じなかった。

10 研修及び講師派遣の状況

国立公文書館は、行政機関及び独立行政法人等の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとされている（公文書管理法第 32 条第 2 項）。

これに基づき、国立公文書館では、表 18 のとおり、平成 24 年度中に 29 回の研修を実施しており、これらの研修には、各関係機関から 2,301 人の職員等が参加している。

また、ガイドラインでは、これに準じて、他の国立公文書館等においても、その職員が歴史公文書等を適切に保存し利用に供するための知見を確実に身に付けられるような研修を実施するとともに、移管元機関の職員に対しても歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な研修を実施することとされており、国立公文書館以外の 8 館で計 34 回の研修が開催され、各関係機関から計 674 人の職員等が参加している。

さらに、国立公文書館等においては、研修の開催のみならず、関係機関からの要望に応じて、各種会合等に講師を派遣し、歴史公文書等に対する理解を深めるような取組を行っており、表 19 のとおり、平成 24 年度中は計 24 回の講師派遣（関係機関からの参加者計 1,280 人）が行われている。

表 18 研修の実施回数及び参加者数

(単位：回、人)

施設名	研修の総実施回数											
	総参加者数	国立公文書館等の職員に対する研修		行政機関の職員に対する研修		独立行政法人等の職員に対する研修		地方公共団体の職員に対する研修		民間団体その他の者への研修		
		実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	
国立公文書館	29	2,301	1	24	21	1,583	1	434	6	260	0	0
宮内公文書館	1	28	0	0	1	28	0	0	0	0	0	0
外交史料館	9	20	8	17	1	3	0	0	0	0	0	0
東北大学	1	53	0	0	0	0	1	53	0	0	0	0
名古屋大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	3	144	0	0	0	0	3	144	0	0	0	0
神戸大学	4	76	3	11	0	0	1	65	0	0	0	0
広島大学	4	160	0	0	0	0	4	160	0	0	0	0
九州大学	1	28	0	0	0	0	1	28	0	0	0	0
日銀アーカイブ	11	165	9	117	0	0	2	48	0	0	0	0
合計	63	2,975	21	169	23	1,614	13	932	6	260	0	0
(割合)	100.0%	—	33.3%	—	36.5%	—	20.6%	—	9.5%	—	0%	—
平成23年度	68	2,352	17	86	32	1,370	12	559	7	337	0	0
(割合)	100.0%	—	25.0%	—	47.1%	—	17.6%	—	10.3%	—	0%	—

(注) 「割合」は、研修の総実施回数に占める割合を表す。

表 19 講師派遣の実施回数及び参加者数

(単位：回、人)

施設名	講師派遣の総実施回数											
	総参加者数	国立公文書館等への講師派遣		行政機関への講師派遣		独立行政法人等への講師派遣		地方公共団体への講師派遣		民間団体への講師派遣		
		実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	
国立公文書館	15	940	0	0	0	0	1	42	7	292	7	606
宮内公文書館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外交史料館	2	50	0	0	1	32	0	0	1	18	0	0
東北大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	2	40	0	0	1	10	1	30	0	0	0	0
神戸大学	1	91	0	0	0	0	1	91	0	0	0	0
広島大学	2	88	0	0	0	0	1	43	0	0	1	45
九州大学	2	71	0	0	0	0	2	71	0	0	0	0
日銀アーカイブ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	24	1,280	0	0	2	42	6	277	8	310	8	651
(割合)	100.0%	—	0%	—	8.3%	—	25.0%	—	33.3%	—	33.3%	—
平成23年度	39	2,107	1	38	2	77	6	262	9	455	21	1,275
(割合)	100.0%	—	2.6%	—	5.1%	—	15.4%	—	23.1%	—	53.8%	—

(注) 「割合」は、講師派遣の総実施回数に占める割合を表す。

(特定歴史公文書等の保存及び利用の状況)

<資料>

資料 国立公文書館等における展示会の開催状況

資料 国立公文書館等における展示会の開催状況

施設名	番号	展示会のタイトル	区分	展示会の開催内容		展示会の概要
				開催期間	展示点数	
国立公文書館	1	国立公文書館所蔵資料展「公文書の世界in京都」	館外展	H24. 12. 8～H24. 12. 23	62	国立公文書館及び京都府立総合資料館主催。 京都府立総合資料館において、国立公文書館平成23年秋の特別展「公文書の世界」展示資料の一部及び国立公文書館と京都府立総合資料館の京都関係資料を展示。総展示点数67点（うち国立公文書館展示資料は62点）。
	2	国立公文書館所蔵資料展「国立公文書館が大阪大学にやってきた」	館外展	H25. 2. 22～H25. 3. 9	42	国立公文書館主催、大阪大学アーカイブズ及び大阪大学総合学術博物館共催、大阪大学21世紀徳徳堂協力。大阪大学総合学術博物館待兼山修学館において、国立公文書館平成23年秋の特別展「公文書の世界」展示資料の一部及び国立公文書館と大阪大学アーカイブズの大阪大学関係資料を展示。総展示点数50点（うち国立公文書館展示資料は42点）。
	3	福岡共同公文書館開館記念展示会「公文書にみる福岡140年のあゆみ～福岡県と市町村合併～」	連携展	H24. 11. 18～H25. 6. 23	33	福岡共同公文書館主催、国立公文書館共催。 福岡共同公文書館が主催する同館開館記念展示会において、展示会場の一部ケースを用いて国立公文書館所蔵の福岡県関係資料46点を展示。展示期間を4期に分け、平成25年3月31日までに第1～3期分33点を展示。
	4	平成25年春の特別展「近代国家日本の登場－公文書にみる明治」	特別展	H25. 3. 30～H25. 4. 18	20	国立公文書館、宮内公文書館及び外交史料館主催、日本銀行金融研究所アーカイブ協力。 宮内公文書館及び外交史料館と連携し、各館が所蔵する明治時代の公文書等を展示。 総展示点数69点（うち国立公文書館展示資料は、日本銀行金融研究所アーカイブ所蔵資料2点を含む22点）。
	5	国立公文書館所蔵資料特別展「将軍のアーカイブズ」	デジタル展示会	H25. 3. 28～	53	平成17年春の特別展「将軍のアーカイブズ」を再編成。
	6	国立公文書館所蔵資料特別展「大名－著書と文化－」	デジタル展示会	H24. 9. 28～	61	平成18年春の特別展「大名」を再編成。
	7	つくば分館常設展	常設展（つくば分館）	常時	36	レプリカによる「日本国憲法」、「終戦の詔書」等の歴史的公文書等や茨城県に関する「常陸国絵図」などを展示。
	8	公文書の世界	企画展（つくば分館）	H24. 4. 16～H24. 4. 21	21	国立公文書館所蔵の献血推進マスコットなど個性豊かな公文書等を紹介。
	9	はたらく動物と百年前の教科書	企画展（つくば分館）	H24. 7. 23～H24. 8. 31	31	江戸時代から現代までの「はたらく動物」を紹介するとともに、百年前の小学校で学ばれていた教科書に視点を当ててクイズ形式で紹介。

資料 国立公文書館等における展示会の開催状況

施設名	番号	展示会のタイトル	区分	展示会の開催内容		展示会の概要
				開催期間	展示点数	
宮内 公文書館	1	平成25年度春の特別展 「近代国家日本の登場 —公文書にみる明治」	特別展	H25. 3. 30～H25. 4. 18	27	国立公文書館、外交史料館と共同で 国立公文書館において特別展を開 催。宮内公文書館からは、西南征討 録ほかを展示。
	2	第60回展覧会「鎌倉期 の宸筆と名筆—皇室の 文庫から」	特別展	H24. 11. 23～H24. 12. 22	2	三の丸尚蔵館、図書寮文庫との共同 で皇居内の三の丸尚蔵館において特 別展を開催。宮内公文書館からは、 後白河天皇御画像影写（パネル）ほ かを展示。
	3	小展示会	その他展示	H24. 4. 24	4	図書寮文庫と共同で、小展示会を書 陵部庁舎内において開催。宮内公文 書館からは、孝太王殿下国葬録ほか を展示。
	4	小展示会	その他展示	H24. 8. 8～H24. 8. 9	4	子ども霞が関見学デーにおいて、図 書寮文庫と共同で小展示会を書陵部 庁舎内において開催。宮内公文書館 からは明治天皇御尊影ほかを展示。
	5	小展示会	その他展示	H24. 8. 10	33	図書寮文庫及び編修課と共同で、小 展示会を書陵部庁舎内において開 催。宮内公文書館からは、九州御巡 幸写真ほかを展示。
	6	小展示会	その他展示	H24. 11. 8	2	図書寮文庫と共同で、小展示会を書 陵部庁舎内において開催。宮内公文 書館からは、日露戦争戦闘歴ほかを 展示。
	7	小展示会	その他展示	H24. 12. 18	1	図書寮文庫と共同で、小展示会を書 陵部庁舎内において開催。宮内公文 書館からは、憲法発布式図を展示。
外交 史料館	1	常設展示	常設展	常時	86	幕末以来の代表的な条約書、国書・ 親書、往復文書等の外交関係史料の ほか、吉田茂元総理の遺品、関係資 料等を展示。
	2	大震災と外交 —関東大震災と明治・ 昭和三陸地震—	企画展	H23. 11. 4～H24. 6. 29	28	関東大震災と明治・昭和三陸地震の 関係史料を展示し、被害状況、諸外 国の支援、日本政府の対外措置や復 興策を振り返り、過去の大震災にお いて日本が国際社会とどのように関 わってきたかを紹介。
	3	サンフランシスコ講和 への道	特別展	H24. 7. 4～H24. 10. 31	19	サンフランシスコ平和条約発効60周 年を記念して、東西冷戦の難局の 中、対米交渉を進め、講和への道を 切り開いた日本の外交努力を関係史 料によって回顧。
	4	外交史料館に聞いてみ よう！「外交史料Q& A」展	企画展	H24. 11. 5～H25. 6. 28	27	外交史料館に寄せられる質問の中か ら、多くの方が関心を有していると 思われるものを選び、回答と共に関 連史料を展示し、日本外交における 興味深い出来事を紹介。

資料 国立公文書館等における展示会の開催状況

施設名	番号	展示会のタイトル	区分	展示会の開催内容		展示会の概要
				開催期間	展示点数	
外交史料館	5	平成25年度春の特別展 「近代国家日本の登場 —公文書にみる明治」	特別展	H25. 3. 30～H25. 4. 18	20	国立公文書館、宮内公文書館と共同で国立公文書館において特別展を開催。外交史料館からは、日清・日露戦争の講和条約調印書ほかを展示。
東北大学	1	歴史のなかの東北大学	常設展	H24. 4. 1～H24. 8. 10	100	東北大学の創立から現代までの歴史を展示。
	2	魯迅と東北大学	常設展	H24. 4. 1～H24. 8. 10	50	東北大学史料館魯迅記念展示室の常設展示。仙台留学中の魯迅関係。
	3	真島利行博士展	企画展	H24. 4. 17～H24. 5. 2	20	元理学部教授真島利行関係資料の「化学遺産」（日本化学会）認定記念。
	4	記録のなかの復興と再生	企画展	H24. 6. 13～H24. 7. 31	30	東北大学の戦災復興記録を展示。
	5	清風一過—大島正隆の歴史学と民俗学	企画展	H24. 6. 4～H24. 6. 28	40	元法文学部副手大島正隆関係資料を展示。附属図書館内で開催。
	6	史料館ただいま出張営業中	企画展	H24. 11. 19～H24. 12. 16	30	史料館の主な所蔵資料及び史料館の活動に関する紹介展示。附属図書館内で開催。
名古屋大学	1	名大をひきいた人びと —歴代総長の群像—	企画展	H24. 10. 20	24	パネルや文書資料の展示を通じて、名古屋大学の歴代総長及び前身学校の主な校長等を紹介。
京都大学	1	京都大学の歴史	常設展	常時	264	京都大学の創立から近年までの間の歴史的資料を8つのテーマに区分して展示。
	2	屏風に名を残した教員たち	特別展	H24. 11. 6～H25. 1. 20	33	京都大学教官が署名した色紙が貼り込まれた大正期の屏風を中心に、その時代の京都大学の歴史を所蔵資料を用いて展示。
	3	戦後復興と京都大学	特別展	H25. 1. 22～H25. 3. 31	30	敗戦後における京都大学の軌跡を所蔵資料を用いて展示。
神戸大学	1	神戸大学史展 —110年の歩みと展望—	常設展	常時（特別展開催期間を除く。）	206	神戸大学の創立から近年までの歴史の概要を記録写真と実物史料で紹介。
	2	神戸大学110年の歩み —創立110周年記念—	特別展	H24. 10. 24～H24. 11. 2	262	神戸大学創立110周年を記念して、神戸高等商業学校を始め多くの前身校を有する神戸大学が、前身校からどのような遺産を継承し、それをいかに活かして今日の総合大学に発展したかを紹介。

資料 国立公文書館等における展示会の開催状況

施設名	番号	展示会のタイトル	区分	展示会の開催内容		展示会の概要
				開催期間	展示点数	
神戸大学	3	神戸大学110年の歩み—創立110周年記念—パネル展	巡回展(神戸)	H24. 11. 27~H24. 12. 12	123	特別展「神戸大学110年の歩み—創立110周年記念—」を再編成したパネル展示。
	4	神戸大学110年の歩み—創立110周年記念—パネル展	巡回展(東京)	H25. 2. 12~H25. 2. 21	117	特別展「神戸大学110年の歩み—創立110周年記念—」を再編成したパネル展示。
広島大学	1	広島原爆記念日特別展「杉谷富代オブジェ「あの日」展示」	特別展	H24. 8. 6	1	広島師範学校被爆建物廃材を利用したオブジェ「あの日」の広島原爆記念日における展示。
	2	広島大学の歴史	特別展	H24. 8. 7~H24. 8. 8	21	オープンキャンパスにおける広島大学の歴史展。
	3	広島大学の歴史	特別展	H24. 11. 3	22	ホームカミングデーにおける広島大学の歴史展。
	4	昭和の造船教育者・濱本博登	企画展	H24. 10. 30~H24. 11. 5	66	旧制広島工業専門学校及び工学部で28年にわたり造船教育に当たった濱本博登の足跡を、講義ノートや戦艦大和の設計図、模型等を交え多角的に紹介。大学院工学研究院・呉市海事歴史科学館との共催。
	5	旧制広島高等学校の青春～総合科学部の源流～	外部展示(常設)	H25. 1. 11~	33	総合科学部の前身校に当たる旧制広島高等学校の関係資料の展示。総合科学研究科事務棟1階ロビーに常設展示コーナーを設け展示。
九州大学	1	写真で見る「九大百年」展	外部展示	H24. 5. 12	133	前史を含めた九州大学の歴史を示す写真及び旧六本松地区の模型を展示。
	2	九州大学附属図書館貴重文物展示「九州大学百年の宝物」	外部展示	H24. 5. 15~H24. 5. 22	132	前史を含めた九州大学の歴史を示す写真を展示。
	3	九州大学の百年と学術研究都市づくり	外部展示	H24. 5. 25~H24. 5. 31	150	九州大学百年の歩みと伊都キャンパスを核とする学術研究都市づくりに関するパネル展。
	4	ホームカミングデー2012写真で見る「九大百年」展	外部展示	H24. 10. 20	132	アラムナイフェストと同時開催。前史を含めた九州大学の歴史を示す写真を展示。
日銀アーカイブ	1	日本銀行金融研究所貨幣博物館における常設展示	常設展	常時	3	日本貨幣史上の重要な事項を取り上げ、日本の貨幣はどのように発生し、どのような歩みを遂げてきたかについて解説。「本行営業免状」等の日本銀行の創立に関する歴史的公文(レプリカ)を展示。

資料 国立公文書館等における展示会の開催状況

施設名	番号	展示会のタイトル	区分	展示会の開催内容		展示会の概要
				開催期間	展示点数	
日銀アーカイブ	2	日本銀行旧小樽支店金融資料館における常設展示	常設展	H24. 4. 28～H24. 10. 31 (部分開館期間)	13	日本銀行の誕生、関東大震災と金融恐慌、小樽の発展、旧小樽支店の建築等をテーマにパネル展示を実施。「本行営業免状」、日本銀行の建物の写真や図面等の歴史的公文（パネル）を展示。
				H24. 12. 1～H25. 3. 31	32	
	3	にちぎん誕生～130年前を振り返って	企画展	H24. 10. 29～H24. 11. 4	15	日本銀行の広報イベント「にちぎん体験2012」におけるプログラムの一つとして、日本銀行開業130周年にちなんだ企画展を開催。日本銀行設立の経緯と共に、お札（日本銀行券）の発行といった中央銀行業務を開始していく草創期の日本銀行を写真等で紹介。
4	日本銀行旧小樽支店の建築 — 舞台裏をのぞいてみよう —	特別展	H24. 12. 1～H25. 3. 3	6	日本銀行旧小樽支店金融資料館において、平成24年で竣工100周年を迎えた旧小樽支店にちなんだ特別展を開催。構造物として使用されていたレンガなど改修工事で確認できた各種の建築部材や建築図面等を通して、外見だけでは分からない旧小樽支店の建物の建物の特徴について紹介。	